

令和5年12月26日

お客様各位

県央愛川農業協同組合

法人格のない団体の口座開設を希望されるお客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺、盗難カード等による貯金の不正な払戻し、マネー・ロンダリングなどの金融犯罪が社会問題になっており、JAに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者の皆様が貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、JAは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、農水産業協同組合貯金保険法では、JAに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

さらに、農業協同組合法により、農協は組合員外の利用率について制限を受けています。

このような背景から、当組合では**令和6年4月1日**より法人格のない団体の口座開設をされるお客様に以下の確認等をさせていただきます。お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※確認の結果、団体名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねる場合がありますのでご了承ください。

<確認事項>

1. 団体としての組織を備えていること
2. 多数決の原則が行われていること
3. 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
4. その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること

※下記のお持ちいただく書類等をご提出いただけない場合は、口座開設のお申し込みを受付いたしかねます。ご了承ください。

お持ちいただく書類等 ^{※1}	
(1)	団体の規約または会則(「団体の代表者様の証明」 ^{※2} があるもの)
(2)	団体の活動実績が分かる資料
(3)	団体の総会議事録
(4)	団体の収支報告書
(5)	団体の会員名簿
(6)	口座に設定する代表者様の本人確認書類(運転免許証等、顔写真付きの証明書類)
(7)	取引担当者様の本人確認書類(運転免許証等、顔写真付きの証明書類) ^{※3}
(8)	お取引目的確認シート

- ※1 いずれの書類も原本をご用意ください。写しを取得後お返しします。
上記は一例です。お手続きの内容またはご来店される方によって、必要な書類は異なります。
- ※2 「団体の代表者の証明」とは、「この規約の内容について事実と相違ないことを証明します」等を記入の上、「代表者の住所・氏名」を記入し「代表者の実印」を押印することを指します。※印鑑証明書を添付してください。
- ※3 代表者と口座開設に来店される方が異なる場合のみお持ちください。

ご留意事項

- ・口座名義
規約または会則に記載の名義とさせていただきます。
- ・口座の代表者
規約または会則、総会議事録等に記載の団体の代表者の方を代表者とさせていただきます。
- ・審査期間について
当組合において、口座開設にかかる審査を実施し、後日、審査結果をご連絡します。
※審査には平均1か月程度を必要とします。また、休祝日を挟む場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)や、お申し込みが集中した場合などは、審査に相当の期間(2か月超)を要することがありますのでご了承ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
※別途、追加で書類の送付等をお願いする場合がございます。

お持ちいただく書類について

1. 団体の規約

- ・規約の中に「別に定める」や「内規に定める」等の委任規定が設けてある場合には、その細則や内規もご提出ください。
- ・規約の余白に団体の代表の直筆で「この規約の内容について事実と相違ないことを証明します」等の記載と住所・氏名の記入、実印の押印をお願いします。
- ・印鑑証明書の添付をお願いします。

2. 団体の活動実績を証明する資料

※例

- ・総会招集通知
- ・会合の案内
- ・事業成果物
- ・ウェブサイトの活動記録

3. 団体の総会議事録

- ・設立から間もない場合は設立総会議事録をご提出ください。

4. 団体の収支報告書

- ・第1回の期末決算が未到来の団体は設立総会で承認された活動予算書をご提出ください。

5. 団体の会員名簿

- ・役職欄があるものの提出をお願いします。

6. 代表者様の本人確認書類

- ・顔写真付きのものをご提出ください。

7. 取引担当者様の本人確認書類

- ・顔写真付きのものをご提出ください。

8. お取引目的確認シート

- ・お客様ご自身でご記載ください。

以 上